

【屋根の形や勾配を変えた場合】

【スレート屋根を赤瓦に変えた場合】



屋根を変えたい！

材料の取り替えなどは、一部分であれば届出は必要ありません。屋根の形が変わってしまうほどの大規模な変更については、届出が必要な場合もあります。

雨樋をつけたい！

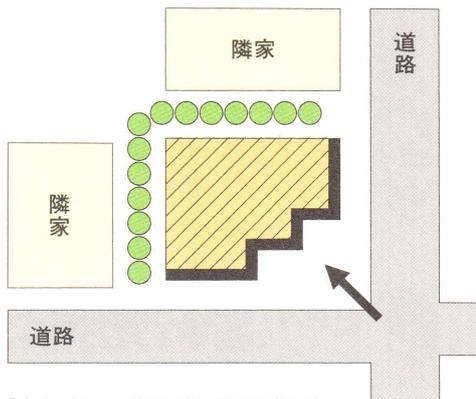
届出は必要ありません。

空調をつけたい！

届出は必要ありません。

◎五

〈通常望見できる範囲〉とは建築物の場合、【文化財としての価値がある部分】のうち、外壁と屋根が該当します。ただし、正面だけが道路に面し、両隣に別の家が接する敷地に建てられたものは、正面の壁と屋根だけが該当します。



【文化財として価値がある部分】とは文化財が建てられた当時の形を維持している部分が該当し、増築された部分や後に大きく形や材質がかえられてしまった部分は含まれません。

届け出が  
必要に  
なります。

窓を変えたい！

届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。

外壁を変えたい！

〈通常望見できる範囲〉の4分の1以下であれば届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。

駐車場を作りたい！

届出は必要ありません。

増築したい！

たとえばこの場合は〈通常望見できる範囲〉の4分の1を超えるので届出が必要です。

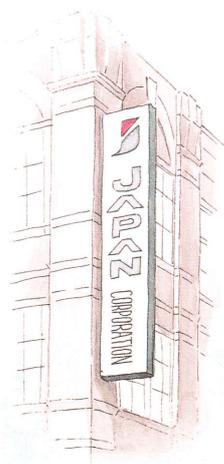
届け出が  
必要に  
なります。

たとえば  
洋館  
なら

# 登録することは、不自由になることではありません。

登録することで、規制に縛られることはありません。改造する場合も禁止事項はなく、外観が大きく変わってしまう場合などに届出の必要があるだけです。目的に合わせた活用や変更が可能です。所有者は修理や管理について国(文化庁)に技術的なアドバイスを求めることができます。

たとえば  
**事務所**なら



**窓を変えたい!**

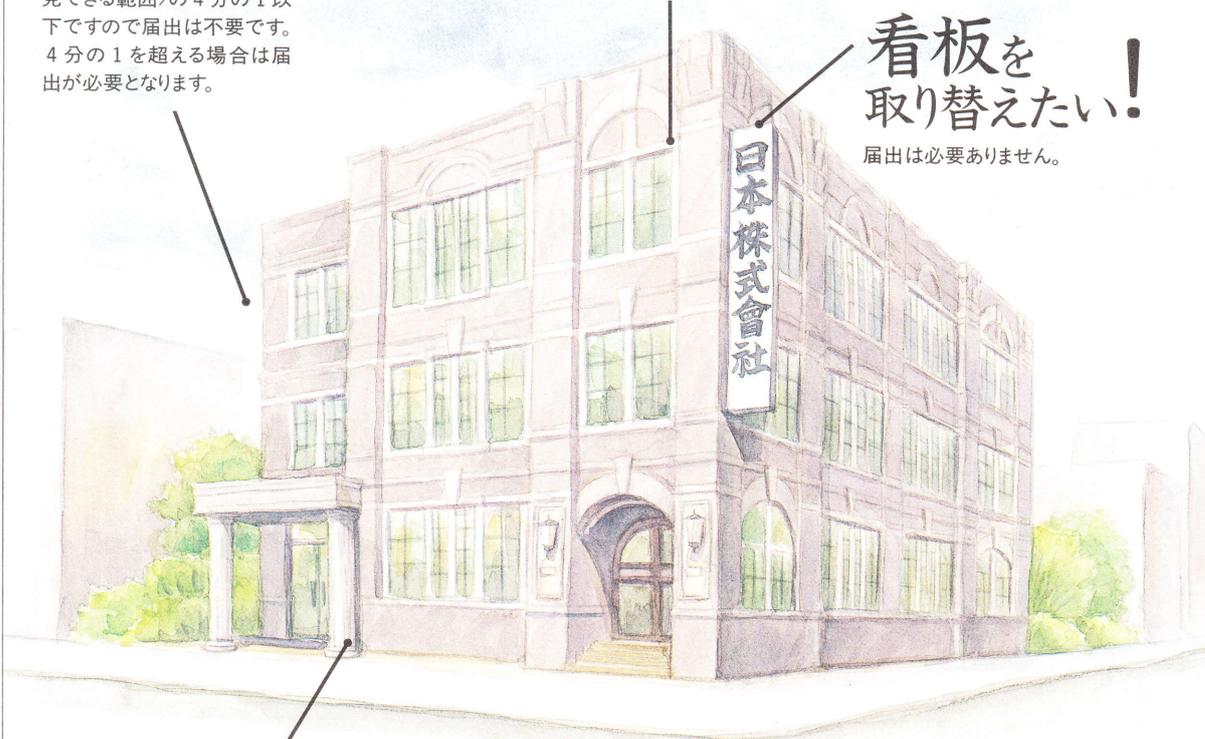
届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。

**看板を取り替えたい!**

届出は必要ありません。

**改築したい!**

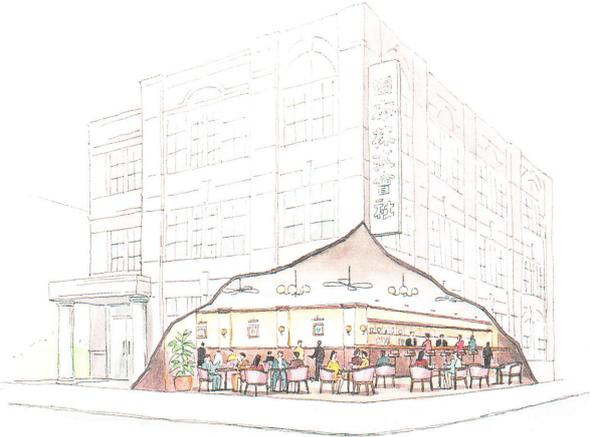
たとえばこの場合は〈通常望見できる範囲〉の4分の1以下ですので届出は不要です。4分の1を超える場合は届出が必要となります。



**1階を喫茶店として活用したい!**

外観を変えない場合は届出は不要です。外装材を変えて活用したり、入り口を設置したりしても〈通常望見できる範囲〉の4分の1以下であれば届出は必要ありません。

【外観は変えず、内部のみを喫茶店にした場合】



※〈届出が必要な場合〉〈必要でない場合〉については、6ページもご覧ください。